

Iの柱

子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標1

自己形成支援、健康と安心の確保

基本方策① 社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

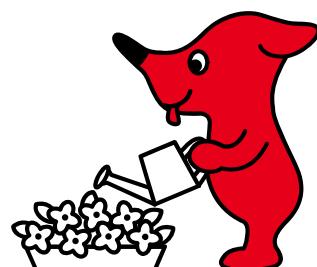
現代は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、知識基盤社会の時代といわれています。特に近年は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。

こうした変化の激しい社会を生き抜くためには、社会の変化に受け身で「対応」するのではなく、主体的に学び、新しい価値を「創造」し、他者と協働しながら、よりよい人生や社会の在り方を追求できる資質・能力を身に付けていくことが、子ども・若者に求められています。

このため、読書活動や体験活動・体験学習等を推進し、学びに対する興味・関心を高めるとともに、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成していくことが必要です。

また、家庭や地域の教育力の低下や子どもの実体験の不足は、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いており、心の活力の低下が懸念されています。こうしたことから、子ども・若者が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成することが大切です。

さらに、他人を思いやり、お互いの人権や個性を尊重し、多様な文化や価値観を認め合うなど、豊かな人間性を培うとともに、男女が共に責任を分かち合い、一人ひとりが個性と能力を發揮し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。



【主な施策の方向性】

(1) 確かな学力の向上（教育庁学習指導課）

- ・ 千葉県学習サポーター派遣事業などの学力向上に資する事業を、「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」等の5つの視点で整理した「ちばっ子『学力向上』総合プラン」に基づき推進します。

(2) 読書活動の推進（教育庁生涯学習課）

- ・ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、図書館、ボランティア等が連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備及び子どもの読書活動の普及啓発を図ることで、読書好きな子どもを育て、読書県「ちば」を推進します。

(3) 体験活動の推進（教育庁生涯学習課、教育庁文化財課）

- ・ 青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、通学合宿事業の推進、美術館や博物館における体験事業の活用などを通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

(4) 環境学習の推進（循環型社会推進課）

- ・ 環境に配慮して主体的に行動できる人材を育てるため、体験型の講座の開催や指導者研修、情報の提供などにより、環境学習を推進します。

(5) 消費者教育の推進（くらし安全推進課）

- ・ 子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

(6) 福祉教育の推進〔新規〕（健康福祉指導課）

- ・ 様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付け、自発的な地域活動やボランティア活動等を促す、福祉教育を推進します。

(7) 文化芸術活動の推進（県民生活・文化課、教育庁文化財課）

- ・ 子どもや若者が文化芸術にふれる機会を提供することにより、子ども・若者の豊かな心と感受性を育むとともに、文化芸術に対する興味や関心を育てます。
- ・ 若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行います。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの文化プログラム関連イベント等の実施を通して、子ども・若者をはじめとしてあらゆる人々が観客としてだけではなく、文化の担い手として参加・交流できる機会を創出します。

(8) 道徳教育の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付するとともに、道徳の教科化を受け、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳教育の推進を図ります。

(9) 人権教育の推進（健康福祉政策課、教育庁児童生徒課）

- ・ 幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた人権教育を教育活動全体を通じて計画的に推進します。

(10) 男女共同参画の推進（男女共同参画課）

- ・ 男女共同参画に関する県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体等と連携した講座の開催により、意識啓発活動を行います。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[主体的な学びの推進] 授業で、話し合い活動がしっかりとできていると考えている児童生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査＞	小学校6年生 77.0% 中学校3年生 72.0% (H29)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばっ子「学力向上」総合プラン	「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」「授業力の向上による学びの深化」「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」「信頼される質の高い教員の育成」の5つの視点に基づき、児童・生徒の学力向上を図る事業を総合的に進める。 (教育庁学習指導課)
子どもの読書活動推進事業	乳児期からの読書活動を推進し、子どもが自主的に読書を楽しむ環境を整備するため、発達段階に応じた保護者向け啓発リーフレットを作成・配付する。 また、「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」、「読み聞かせボランティア入門講座」、「千葉県子ども読書の集い」などを実施する。 (教育庁生涯学習課)
消費者教育啓発事業	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。 また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、消費者の自立を支援する。 (くらし安全推進課)
道徳教育推進プロジェクト事業	「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、就学前から高等学校の各学校段階に応じて千葉県らしい道徳教育を推進することにより、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳教育の充実に努める。 (教育庁学習指導課)
人権教育推進事業	教育活動全体を通じた人権教育を推進するために、管理職や人権教育担当者を中心に研修を実施する。地域における人権教育の先進校として積極的な活動を行うように推進校や研究指定校を定め支援する。 (教育庁児童生徒課)